

スポーツ振興くじ助成金について

【概要】

総合型地域スポーツクラブ活動助成は、地域における運動・スポーツ活動の拠点で地域住民の交流の場となる総合型地域スポーツクラブ（下記「総合型クラブ」という。）の創設及び育成の促進を図ることを目的としています。

【内容と対象者】 ※R3年度より申請窓口が異なります。

助成事業の内容	助成対象者（R3～）	R2までの助成対象者（参考）
総合型地域スポーツクラブ創設支援事業	<u>市町村</u>	（公財）日本スポーツ協会 （公財）日本レクリエーション協会
総合型地域スポーツクラブ創設事業	<u>市町村</u>	（公財）日本スポーツ協会
総合型地域スポーツクラブ自立支援事業	<u>市町村</u>	（公財）日本スポーツ協会 （公財）日本レクリエーション協会
総合型地域スポーツクラブ活動基盤強化事業	法人格を有する 総合型クラブ	法人を有する総合型クラブ
総合型地域スポーツクラブマネジャー設置支援事業	<u>市町村</u>	（公財）日本スポーツ協会 （公財）日本レクリエーション協会
総合型地域スポーツクラブマネジャー設置事業	法人格を有する 総合型クラブ	法人を有する総合型クラブ

【市町村が特に留意する事項（抜粋）】

○申請前の準備

①審査の視点より（募集の手引き参考）

- 総合型地域スポーツクラブ創設支援事業・総合型地域スポーツクラブ創設事業
・事業予算の確保状況：当初予算として計上されているか（創設支援事業のみ）
（助成金が受託されなくても活動意思があることを示すためと推測される）

②提出書類（募集の手引き参考）

□補助金交付要綱

- ・助成事業者（市町村）は、間接助成事業者に対する補助金交付要綱を定める必要があります。

③助成金専用科目の設定

- ・助成金事業者は JSC が指定する収支簿を作成するとともに、助成事業者が作成する会計帳簿（財務諸表、総勘定元帳等）において、助成事業以外の経理と明確に区別して助成事業の収支額及び支出を記載し、助成金の使途を明確にする必要があります。

※ご活用の際は、要項等関係書類を熟読し進めてください

【問い合わせ先】

独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）

支援第二課 地域スポーツクラブ支援係 03-5410-9188

○日本スポーツ振興センターホームページ（参考）

- ・令和4年度の募集案内等

<https://www.jpnsport.go.jp/sinko/kuji/tabid/1289/Default.aspx>

- ・令和4年度スポーツ振興事業助成に関する募集説明会について

<https://www.jpnsport.go.jp/sinko/tabid/311/Default.aspx?ItemId=1619>

※次年度助成金の募集内容については、例年10月末～11月にHP掲載

総合型地域スポーツクラブ活動助成事業一覧（※助成事業者：市町村行政、間接助成事業者：総合型クラブ）

助成事業内容（募集の手引き抜粋）

□総合型地域スポーツクラブ創設支援事業（P 8 2）

□助成対象者：市町村（年度ごとの申請で継続2か年度まで）

【対象事業】

- ・総合型クラブの創設のために設立された非営利の団体が行う総合型クラブの創設に関する次に掲げる活動に関して補助を行うものであること
- ・設立準備委員会の開催・広報活動・設立総会の開催・その他の総合型クラブ創設に必要な活動（クラブ活動会員獲得のためのスポーツイベントの開催など）
- ・当該年度の一件当たりの助成対象経費の合計額が400千円以上であること

【対象経費】

- ・一件当たりの助成対象経費限度額の上限は1,200千円
- ・助成対象となる経費は、補助を行う事業に係る諸謝金・旅費・借料及び損料・印刷製本費・スポーツ用具費、雑役務費及びその他事業の実施に直接必要な経費

【助成金の額】

- ・助成対象経費限度額に10分の9を乗じて得た額（千円未満切り捨て）を限度とします。
⇒助成金限度額：1,080円（1,200千円－120千円（10分の9））

【その他留意事項】

- ・助成事業者は間接助成事業者に対する補助金に係る交付要綱を定める必要があります。
- ・助成事業者は、間接助成事業者となる総合型クラブ創設のために設立された団体に対して、助成対象者が交付する補助金等の適正な執行が可能な事務処理について、随時、適切に指導・助言を行う必要があります。

□総合型地域スポーツクラブ創設事業（P 8 4）

□助成対象者：市町村（年度ごとの申請で継続2か年度まで）

【対象事業】

- ・市町村が行う総合型クラブの設立に関する次に掲げる活動を行うものであること
- ・設立準備委員会の開催・広報活動・設立総会の開催・その他の総合型クラブ創設に必要な活動（クラブ活動会員獲得のためのスポーツイベントの開催など）
- ・当該年度の一件あたりの助成対象経費の合計額が400千円以上であること

【対象経費】

- ・一件当たりの助成対象経費限度額の上限は1,200千円
- ・助成対象となる経費は、諸謝金・旅費・借料及び損料・印刷製本費・スポーツ用具費、雑役務費及びその他事業の実施に直接必要な経費。

【助成金の額】

- ・助成対象経費限度額に10分の9を乗じて得た額（千円未満切り捨て）を限度とします。
⇒助成金限度額：1,080円（1,200千円－120千円（10分の9））

□総合型地域スポーツクラブ自立支援事業（P86）

□助成対象者：市町村（年度ごとに申請で継続5か年度まで）

【対象事業】

- ・総合型クラブが活動拠点（当該クラブが年間を通じて運動・スポーツ活動を行う施設で、当該クラブの主たる事務所が所在する市町村内（同一の中学校区ないが望ましい）または、同等の距離に位置する施設をいう。以下同じ）において行う活動に対して補助を行うもので、当該年度における一件当たりの助成対象経費の合計額が400千円以上であること。
- ・活動内容・方法や活動会員に関する会費の徴収等、総合型クラブの活動に関する所要の規定が規約等において定められていること。
- ・定期教室が初年度から3年度目2種目以上 4年度目から3種目以上であること。
- ・間接助成事業者となる活動は、次に掲げるものとします。
 - ①活動拠点において、年間を通じて行う運動・スポーツ活動
 - ②健康・体力相談事業 ③各種研修会の開催 ④広報活動
 - ⑤総合型クラブ間の連携を図ることを主たる目的とするスポーツ活動
 - ⑥全国・都道府県規模で開催される、総合型クラブに係る会議への参加
 - ⑦その他総合型クラブが活動拠点において行うスポーツ活動

【対象経費】

- ・一件当たりの助成対象経費限度額の上限は2,400千円
- ・助成対象となる経費は、補助を行う事業に係る諸謝金・旅費・借料及び損料・印刷製本費・スポーツ用具費、雑役務費及びその他事業の実施に直接必要な経費。

【助成金の額】

- ・助成対象経費限度額に10分の9を乗じて得た額（千円未満切り捨て）を限度とします。
⇒助成金限度額：2,160円（2,400千円－240千円（10分の9））

【その他留意事項】

- ・助成事業者は間接助成事業者に対する補助金に係る交付要綱を定める必要があります。
- ・助成事業者は、間接助成事業者となる総合型クラブに対して、助成対象者が交付する補助金等の適正な執行が可能な事務処理について、随時、適切に指導・助言を行う必要があります。

□総合型地域スポーツクラブマネジャー設置支援事業（P96）

□助成対象者：市町村（年度ごとに申請で継続5か年度まで）

【対象事業】

- ・総合型クラブが行うクラブマネジメントの強化及びクラブが実施する事業の公共性の向上を図るためのクラブマネジャー設置（正・副各1名以内）に対して補助を行う。

【対象経費】

- ・一件当たりの助成対象経費限度額の上限は2,160千円
- ・クラブマネジャーの賃金上限
 - クラブマネジャー（正）有資格者 月単価：100,000円
 - 初年度のみ資格要件を満たすまで 月単価：95,000円
 - クラブマネジャー（副） 月単価：80,000円

【助成金の額】

- ・助成対象経費限度額に10分の9を乗じて得た額（千円未満切り捨て）限度とします。
⇒助成金限度額：1,944円（2,160千円－216千円（10分の9））

【その他留意事項】

- ・助成事業者は間接助成事業者に対する補助金に係る交付要綱を定める必要があります。
- ・助成事業者は、間接助成事業者となる総合型クラブに対して、助成対象者が交付する補助金等の適正な執行が可能な事務処理について、随時、適切に指導・助言を行う必要があります。